

◇大阪市防災・減災条例の一部を改正する条例

- 1 地震による火災の予防に係る本市の努力義務を定めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この条例は、公布の日（令和８年３月２日）から施行することにしました。

（危機管理室危機管理課）